

証券コード 3294
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
株式会社イーグランド
代表取締役社長 江 口 久

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 2階
3. 目的事項
報告事項 第27期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（御身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.e-grand.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト（<http://www.e-grand.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益の増大や雇用情勢の改善等により、全体としては緩やかな景気回復傾向が続いております。しかしながら、個人消費の弱含みや世界経済の減速、年明け以降の急激な円高・株安進行といった懸念材料も多く、景気の先行きは依然として不透明なものとなっております。

当社が属する不動産業界、とりわけ中古住宅流通市場におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構（東日本レイNZ）によると、平成27年度における首都圏中古マンションの成約件数は、前年同期比5.5%の増加となりました。また、成約価格につきましては、平成25年1月以降39ヶ月連続で前年同月を上回って推移しております。

このような状況の中、当社の主たる事業である中古住宅再生事業におきましては、首都圏エリアでは競売市場の縮小傾向による影響で競売仕入件数は減少しましたが、任売仕入件数が大きく伸び、関西支店の仕入活動も競売・任売ともに好調に推移した結果、当事業年度における仕入件数は前事業年度の807件から892件（前事業年度比10.5%増）となりました。

販売につきましては、任売物件の販売や関西支店での販売活動が堅調に進んだ結果、販売件数は前事業年度の817件から850件（前事業年度比4.0%増）となりました。利益面につきましては、売上総利益率が前事業年度の15.0%から15.9%と改善されました。また、資産効率向上のため、第3四半期に固定資産を売却した結果、特別利益が616百万円発生いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は17,051百万円（前事業年度比10.7%増）、営業利益は1,103百万円（同23.2%増）、経常利益は885百万円（同28.8%増）、当期純利益は1,003百万円（同100.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<中古住宅再生事業>

中古住宅再生事業におきましては、販売件数が前事業年度の817件から850件に増加した結果、当事業年度における同事業の売上高は16,826百万円（前事業年度比10.4%増）となりました。

<その他不動産事業>

その他不動産事業におきましては、前事業年度に取得した賃貸用不動産の賃貸収入が通期で寄与した結果、当事業年度における同事業の売上高は225百万円（前事業年度比36.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資のうち、主なものはその他不動産事業における賃貸用不動産の取得470百万円であります。また、経営資源の有効活用と効率化を図るため、同事業における賃貸用不動産361百万円を売却（売却価額985百万円）しております。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (平成25年3月期)	第 25 期 (平成26年3月期)	第 26 期 (平成27年3月期)	第 27 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	9,255	12,523	15,404	17,051
経 常 利 益(百万円)	317	952	687	885
当 期 純 利 益(百万円)	350	583	499	1,003
1株当たり当期純利益 (円)	71.90	111.38	79.32	158.62
総 資 産(百万円)	8,033	10,824	12,748	15,048
純 資 産(百万円)	2,407	3,917	4,375	5,338
1株当たり純資産 (円)	493.24	622.82	690.50	835.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 平成25年9月11日付で普通株式1株につき1,000株、平成26年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割の影響を加味し、遡及修正数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社といたしましては、景気動向及び不動産業界動向に柔軟に対応しながら、主たる事業である中古住宅再生事業において、「安心して暮らせる良質廉価な中古再生住宅を供給すること」に主眼を置いて、以下の事項を対処すべき課題として今後の事業拡大を図ってまいります。

① 事業エリアの拡大

当社は現在、首都圏及び関西エリアを中心に事業を展開しております。不動産価格はエリア毎の需給バランスによって変動する場合がありますため、一部エリアに物件が偏ることはリスクとなる可能性があります。現在も事業エリア内において、物件を分散させてリスク回避を図っておりますが、今後は既存の事業エリア以外にも、継続的に事業を見込めるエリアを拡げていくことによって、リスクを回避しながら事業規模の拡大を図ってまいります。

② 任売仕入の強化

当社は不動産競売市場からの仕入に強みをもっておりますが、競売物件数は景気動向等により増減する場合があります。競売市場の動向によらず安定的な仕入を行うため、既に一般の中古住宅流通市場からの仕入（任売仕入）に取り組んでおりますが、今後も更なる強化を図ってまいります。

③ 在庫回転率の維持向上

物件販売サイクルの長期化は、財務体質の悪化とともに、不動産価格が下落基調となった場合の価格下落リスクを招くこととなります。販売サイクルを短縮化することによって、在庫を適正水準に維持して有利子負債の増加を抑制するとともに、価格下落リスクの低減を図ってまいります。

④ 品質管理の拡充

当社では、お客様が中古住宅を購入する際に抱く建物や品質への不安を解消し、安心して暮らせる住宅を提供することが何よりも重要であると考えております。当社では独自にアフターサービス保証を実施して、今後もお客様が安心して暮らすことのできる環境づくりを図ってまいります。

⑤ 優良な賃貸用不動産への投資促進

当社の主たる事業である中古住宅再生事業はフロー型ビジネスであり、不動産市況の影響を受けやすいビジネスモデルであります。優良な賃貸用不動産への投資を促進して、将来の安定したストック収益（賃貸収入）基盤の構築を推し進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、コンプライアンス体制の充実を重要課題と位置付け、内部牽制機能の強化、不正やミスの起こらない組織作りに取り組んでおります。内部監査担当部門、監査等委員会及び監査法人との連携による監査体制の充実を図っております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応につきましては、代表取締役社長を総括責任者として、内部統制の適切な整備、運用及び評価を行い、各部門の協力のもと、全社的なリスク管理体制の整備及び内部統制の有効性の向上を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制

当社のリスク管理体制におきましては、多様化するリスクを適切に管理し、損害の発生及び拡大を未然に防ぐことが重要な課題と認識しております。そのため今後も社内諸規程、業務マニュアルの整備に加えて、社員教育を充実させるとともに、定期的な内部監査を実施してまいります。

⑧ 人材の確保と育成

企業が成長するうえでは、継続的に優秀な人材を確保し、これを育成することが重要であると認識しております。社内教育制度の拡充により社員の資質向上を図り、社員一人一人のレベルアップを図るとともに、マネージャーの育成を強化して事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成28年3月31日現在)

事業区分	事業内容
中古住宅再生事業	中古住宅（マンション・戸建）を取得し、再生して販売する事業
その他不動産事業	不動産賃貸事業及びその他不動産関連事業

(6) **主要な営業所** (平成28年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市中央区
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
関西支店	大阪市北区

(7) **使用人の状況** (平成28年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	3名増	32.5歳	3.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,094百万円
東京シティ信用金庫	1,699
株式会社三井住友銀行	1,014
株式会社りそな銀行	770
株式会社三菱東京UFJ銀行	538

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社株式は、株式会社東京証券取引所の承認を受け、平成27年11月27日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から同市場第二部へ市場変更いたしました。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,350,000株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数が36,000株増加しております。

(3) 株主数 10,797名（前期末比2,416名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
江口久	1,992,000株	31.4%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	384,800	6.1
江口恵津子	220,000	3.5
江口香菜	200,000	3.1
江口直宏	200,000	3.1
千田美穂	200,000	3.1
株式会社 ジューテック	160,000	2.5
佐々木洋	127,000	2.0
株式会社 S B I 証券	97,900	1.5
紺田久美	72,000	1.1

（注）1. 自己株式は所有していません。

2. レオス・キャピタルワークス株式会社より、平成28年3月23日付で当社株式に係る大量保有報告書が提出されておりますが、当事業年度末日における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
レオス・キャピタルワークス株式会社	325,100株	5.1%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		平成19年3月16日
新株予約権の数		13個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 52,000株 (新株予約権1個につき4,000株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 900,000円 (1株当たり 225円)
権利行使期間		平成19年4月1日から 平成29年2月28日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 52,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使期間到来までの間、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし任期満了による退任、定年退職または会社都合によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が行使期間到来前に死亡したときは、新株予約権者の相続人は、行使期間到来後1年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
3. その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
4. 平成25年9月11日付で普通株式1株につき1,000株、平成26年10月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割が行われたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。
5. 取締役（監査等委員）保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあったときに付与されたものである。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	平成26年7月10日	平成27年7月10日
新株予約権の数	75個	233個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 23,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	207,800円	61,636円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	平成26年8月1日から 平成56年7月31日まで	平成27年8月1日から 平成57年7月31日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	
	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 5名	新株予約権の数 233個 目的となる株式数 23,300株 保有者数 5名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものとする。
2. その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割が行われたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 口 久	
専務取締役	釜 賀 英 禎	関西支店長
取締役	林 田 光 司	首都圏営業部長
取締役	丹 波 正 行	営業開発部長
取締役	白 惣 考 史	管理部長兼社長室長
取締役 (常勤監査等委員)	榎 下 勝 寛	
取締役 (監査等委員)	鵜 飼 一 頼	大原法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	佐々木 洋	公認会計士佐々木洋事務所所長

- (注) 1. 平成27年6月25日開催の第26期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。本件移行に伴い、常勤監査役榎下勝寛氏、監査役鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏の任期が満了し、それぞれ監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）に就任しております。
2. 監査等委員鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員鵜飼一頼氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員佐々木洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 内部監査部門・会計監査人との連携強化及び重要な会議への出席・往査といった監査手法を取り入れることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化させるため、榎下勝寛氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は、監査等委員鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (-)	109,194千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	17,595 (7,200)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	5,541 (2,076)
合 計	8	132,330

- (注) 1. 監査役の員数及び報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。また、合計の員数は実際の支給人数を記載しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額240,000千円以内、監査等委員について年額50,000千円以内と決議されております。また別枠で、同日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議されております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成19年3月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議されております。また別枠で、平成26年6月26日開催の第25期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月15日開催の臨時株主総会において、年額24,000千円以内と決議されております。
5. 上記報酬等の額には、取締役（監査等委員を除く。）5名に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額14,286千円が含まれております。
6. 当社は、平成26年6月26日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した監査役3名に対し2,869千円（うち社外監査役に対し761千円）の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員鵜飼一頼氏は、大原法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員佐々木洋氏は、公認会計士佐々木洋事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	鵜飼 一 頼	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回中17回及び監査等委員会10回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐々木 洋	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会10回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[業務の適正を確保するための体制]

当社は、監査等委員会設置会社への移行並びに平成27年5月1日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、平成27年6月25日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について以下のとおり決議しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会で「行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めて、取締役及び使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するため、社長室に内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 法令違反または法令上疑義のある行為等に対して、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、「内部通報制度運用規程」に基づき運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な書類等は、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」でリスクマネジメントに関する事項を定めるとともに、リスクマネジメントを推進するための課題や対応策を協議するため、必要に応じてリスクマネジメント委員会を設置する。
- ② 緊急時には、代表取締役社長を最高責任者とする危機管理体制をとるものとし、必要に応じて、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を

設置して、対応方針を協議、決定し、損失の拡大防止ならびに危機の収束の措置を実施する。また、収束後は再発防止に向けた指針を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役、部長及び室長職以上で構成される経営会議を開催し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に審議する。
- ③ 取締役会は、「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の諸規程を定めて、意思決定ルールを明確にし、権限委譲を行うとともに職務を分担する。
- ④ 中期経営計画及び総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また、予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保する。
- ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。

- ③ 監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができる。

- (7) **監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ① 監査等委員は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - ② 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその開示を求めることができる。

- (8) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**
 - ① 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又または償還の手続きその他の当該職務についての執行について生ずる費用または債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をする。

- (9) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - ① 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門とも連携して監査の実効性を確保する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況]

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「行動規範」をはじめとした社内規程の社内グループウェア上での公開、全社員を対象としたインサイダー取引規制セミナーを定期的に行う等、取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を意識するための取り組みを継続的に行っております。また、コンプライアンス遵守の実効性確保のため、社長室による内部監査を実施しております。

(2) リスク管理体制

「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会を計4回開催し、事業上のリスクをはじめとした当社を取り巻く課題について検討を行いました。

(3) 効率的かつ適切な職務執行を確保するための体制

当社の取締役会は、法令及び社内規程に基づき運営されており、当事業年度は定例を含め23回の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定並びに各取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社は取締役会の監督機能のさらなる強化のため、当事業年度より監査等委員会設置会社に移行しております。

(4) 監査等委員会の体制

当事業年度は監査等委員会設置会社移行前は監査役会を6回、移行後は監査等委員会を10回開催し、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議、その他当社の重要会議等への出席や各種書類の閲覧等を行い、監査等委員でない取締役の職務執行、内部統制システムの整備ならびに運用状況の監査を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,986,558	流動負債	6,580,224
現金及び預金	3,017,094	買掛金	251,192
販売用不動産	5,926,263	短期借入金	5,286,548
仕掛販売用不動産	2,648,932	1年内償還予定の社債	47,800
貯蔵品	736	1年内返済予定の長期借入金	460,373
前渡金	73,499	未払金	66,829
前払費用	93,937	未払費用	25,579
繰延税金資産	53,367	未払賞与	70,254
競売保証金	141,449	未払法人税等	315,530
その他	31,395	前受金	32,365
貸倒引当金	△117	預り金	12,080
固定資産	3,061,700	リース債務	4,063
有形固定資産	2,933,467	完成工事補償引当金	7,225
建物	1,121,755	その他	382
工具、器具及び備品	2,043	固定負債	3,129,638
土地	1,809,668	社債	348,000
無形固定資産	13,519	長期借入金	2,567,179
ソフトウェア	13,519	役員退職慰労引当金	66,893
投資その他の資産	114,713	繰延税金負債	59,043
出資金	83,060	リース債務	2,737
長期前払費用	5,889	その他	85,785
その他	26,077	負債合計	9,709,863
貸倒引当金	△313	(純資産の部)	
資産合計	15,048,259	株主資本	5,308,524
		資本金	831,145
		資本剰余金	806,145
		資本準備金	806,145
		利益剰余金	3,671,234
		利益準備金	3,660
		その他利益剰余金	3,667,574
		固定資産圧縮積立金	152,210
		繰越利益剰余金	3,515,363
		新株予約権	29,871
		純資産合計	5,338,395
		負債純資産合計	15,048,259

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,051,983
売 上 原 価		14,348,758
売 上 総 利 益		2,703,225
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,599,424
営 業 利 益		1,103,801
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	387	
受 取 配 当 金	1,501	
契 約 収 入	6,171	
そ の 他	1,214	9,275
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	170,663	
支 払 手 数 料	56,289	
そ の 他	550	227,502
経 常 利 益		885,573
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	616,822	616,822
税 引 前 当 期 純 利 益		1,502,395
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	445,937	
法 人 税 等 調 整 額	52,691	498,628
当 期 純 利 益		1,003,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	827,095	802,095	802,095	3,660	-	2,726,947	2,730,607	4,359,797	15,585	4,375,382
当 期 変 動 額										
新株予約権の 行 使	4,050	4,050	4,050					8,100		8,100
剰余金の配当						△63,140	△63,140	△63,140		△63,140
固定資産圧縮 積立金の積立					152,210	△152,210	-	-		-
当期純利益						1,003,767	1,003,767	1,003,767		1,003,767
株主資本以外 の項目の当期 変 動 額									14,286	14,286
当期変動額合計	4,050	4,050	4,050	-	152,210	788,416	940,627	948,727	14,286	963,013
当 期 末 残 高	831,145	806,145	806,145	3,660	152,210	3,515,363	3,671,234	5,308,524	29,871	5,338,395

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 イーグランド
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 政 秋 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーグランドの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社イーグランド 監査等委員会
監査等委員 榎下 勝寛 ⑩
監査等委員 鵜飼 一頼 ⑩
監査等委員 佐々木 洋 ⑩

- (注) 1. 監査等委員鵜飼一頼及び佐々木洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成27年6月25日開催の第26期定時株主総会の決議により、当該総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成27年4月1日から当該総会終結までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株につき15円、さらに、東京証券取引所市場第二部への市場変更を記念して、1株当たり5円を加え、1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金20円

(普通配当15円、記念配当5円)

配当総額 金127,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	えぐち ひさし 江口 久 (昭和32年9月25日)	昭和55年4月 鹿島建設株式会社入社 平成元年6月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	1,992,000株
2	かまが ひでただ 釜賀 英禎 (昭和28年7月12日)	昭和52年3月 株式会社昭栄配せん人紹介 所入社 昭和61年1月 ライオン電気販売株式会社 入社 昭和61年10月 東洋商事株式会社入社 昭和63年6月 株式会社中代総業入社 取締役就任 平成6年3月 当社入社 平成16年7月 専務取締役就任(現任) 平成19年1月 第一営業部長 平成21年10月 首都圏営業部長 平成24年10月 広域営業部長 平成27年4月 関西支店長(現任)	56,000株
3	はやしだ こうじ 林田 光司 (昭和41年5月22日)	平成2年4月 住友不動産株式会社入社 平成16年4月 当社入社 平成16年7月 取締役就任(現任) 平成19年1月 第二営業部長 平成21年10月 広域営業部長 平成24年10月 首都圏営業部長 平成28年4月 住宅再生事業部門担当 兼 第1営業部長(現任)	68,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株数の数
4	にわ まさゆき 丹波 正行 (昭和41年11月4日)	平成 2 年 4 月 住友不動産株式会社入社 平成 18 年 8 月 当社入社 平成 18 年 10 月 取締役就任 (現任) 平成 19 年 1 月 営業開発部長 平成 28 年 4 月 投資・賃貸営業部長 兼 営業企画部長 (現任)	56,000株
5	しらそう たかし 白惣 考史 (昭和44年2月20日)	平成 4 年 4 月 住友不動産株式会社入社 平成 19 年 4 月 当社入社 平成 19 年 6 月 取締役就任 (現任) 管理部長 (現任) 平成 23 年 3 月 内部監査室長 平成 24 年 4 月 社長室長	52,000株

(注) 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

以上

